

## 決算特別委員会会議録

日時 平成21年11月11日(水) 開会時刻 午後 1時34分  
閉会時刻 午後 2時33分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢  
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 山下 政樹  
鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久 竹越 久高  
金丸 直道 清水 武則 河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 大沢 軍治 岡 伸 武川 勉 内田 健 丹澤 和平

## 説明のため出席した者

知事政策局長 平出 亘 知事政策局次長 安藤 輝雄  
行政改革推進課長 市川 由美

企画部長 中澤 正徳 企画課長 末木 浩一

総務部長 古賀 浩史 総務部次長 飯沼 義治  
総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦 財政課長 福富 茂

森林環境部長 小林 勝己 林務長 前山 堅二  
森林環境部次長 山本 正彦 森林環境部次長 宮島 茂  
森林環境総務課長 望月 洋一

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典  
農政総務課長 杉山 正巳

県土整備部長 下田 五郎 県土整備部次長 広瀬 猛  
県土整備総務課長 吉澤 公博

会計管理者 中村 康則 出納局次長(会計課長事務取扱) 山本 一  
管理課長 樋口 雅行

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午後1時36分から午後2時2分まで会計管理者及び出納局次長の説明に続いて  
総務部長の説明を受け、午後2時3分から午後2時33分まで審査を行った。

主な質疑等

山下委員 1点だけお伺いしたいんですけど、賃金の部分をお調べになって、2つほど事例が載っているというわけですね。それで、補助金の事業に関して、臨時職員の賃金はその事業に入っていたり、入っていなかったりと、そんなことがあるんですか。統一的に賃金というのは入っているものですか。そこをちょっと教えてください。これを見れば、その事業に適した臨時職員の給料が入っていないのに、別の事業にも使っていたということだと思ってしまうんですけど、その辺を教えてください。

山本出納局次長 この例にもございますけれども、例えば高速道路推進室の場合は補助事業の関係ということで執行していましたが、実際は直接補助事業にかかわる業務でないと対象外であるという会計検査院の判断が下されたわけです。執行していた段階ではこの所属は高速道路建設に係る連絡調整等、部内の関係業務をやっていたということで、広い意味で補助対象になるだろうという判断で行っていたものです。先ほど理由の中でも申し上げましたけれども、直接関係する補助対象業務というのは非常にあいまいな面もございまして、そこは解釈の違いで執行していたという状況でございます。

山下委員 僕が聞きたいのは、今度東部区間をつくりますよね、通常事業をやる、その区間が補助事業になったときに、臨時職員の賃金が、補助金の中に入ってくるのかというのを聞いているんです。入るのだったら別にいいじゃないですか、ただ、今言うように入ったり、入っていなかったりしているから、補助金が入っているところの職員を別のところに使っていたりということなんでしょう。それが不適正だと言われているわけでしょう。それとも、全く逆に言えば、補助金の中には一切臨時職員の賃金は入っていませんよ、だけれども、仕事が忙しいから臨時職員を雇って働かせているんですよということなのかということを知りたい。わかりますか、言っている意味は。

もっと言わせていただければ、その辺が今度は解釈の違いだということですよ。当然、この金額を臨時職員に使っていいと思っていたけれども、だめだったという解釈の違いもある。その辺を教えてくださいと言っている。現状でいいですよ、現状で。

吉澤県土整備総務課長 今の御質問ですが、賃金につきましては、国との事務費の使途協議というものがございまして、その中で賃金も一定の額を認められております。それで、その賃金が果たしてどこの部署のどの担当に配属になっているのかということによって、補助事業としてそれが使われたのか使われなかったのかという判断がされるわけです。使途協議のときには、総数何名、臨時職員何名という形で協議をします。実際に配置するときには、人事等の関係もありますので、どこに配置するかということを決めるわけですが、たまたま高速道路の場合には、私どもは、当然道路の補助事業等の関係もありますので対象になると思っていたわけですが、高速道路推進室そのものは補助事業の工事自体をしていない。ですから、工事に事務費がついてくるので対象にはならないという判断を会計検査院のほうでされたということなんです。私どもは会計検査院のほうに、アクセス道路にしましても、それから河川の砂防工事にしましても、補助事業と密接な関係があるのだから対象になるのではないですかということをお願いしたのですが、これについては認められないという判断を下されたということです。

山下委員 ですから、これを見ても全部で1万件を超える、ほかの県がどうなのかわかりませんが、1万件を超えるということは、逆に言えばですよ、今まで通常ずっと承知していたものが認められなかったということなんでしょうね。だから、逆に言ったら

いい機会だと思うんです。国に対してきちんと、どこがいいのかどこが悪いのか、各部が各省庁へ行ってきちんとその辺のグレーゾーンというところをもう一度明確にしてくるべきだと思うんですよ。だって、1万件もあるなんていうことは、まずないですよ。要は今まではずっといいと思っていたものがだめだと指摘されたということだから、ぜひとも各省庁に各部が行って、ここまではどうなのかということをもう一度よく確認すべきだと思います。

それと、あと、人件費の部分だって、僕が聞いているのは、事務費がついてきたりついてこなかったりという事業もあるわけですよ。その辺もはっきりさせるべきですよ、下田さん。国に行ってはっきりさせるべきだと思いますよ。事務費がついてくる補助金もあれば、ついてこない補助金もあると僕は聞いているんですから。同じように人件費だって、ついてくる補助金とついてこない補助金があるわけですから。だって、事務費がなかったらどうやって事業をやるんですか。結局は県費を持ってくるということでしょう、県単でやる事業でもないのに。やっぱりその辺もはっきり国に言うべきだと僕は思いますよ。そんなことを1つ御提案させていただいて終わります。

小越委員

部局審査のときに、県土整備部の日でしたか、決算書に不用額ゼロのところ、この公共3部門のところはかなり多箇所あり、それが何年にもわたっているということなぜかとお聞きしました。そのときに、とりあえずまず国の補助金を充てるんだ、国の補助金を使って県費を少しでも少なくするために、まず国の補助金を入れる。だからこれがゼロになるんですよという御答弁がたしかありました。土木費、それから農政、森林環境のところは、不用額ゼロというのがかなりあります。そして、20年度の国庫支出金の償還金の内訳をいただきましたところ、国の補助金の確定に伴う返納金は、19年度に県土整備部で2件あり、農政や森林環境部はないですよ。となりますと、今まではどうしていたのかということ非常に疑問に私は思うんです。

過去5年間をさかのぼってようやく出てきたんですけど、ここの概要のところ指摘もあります。まず、不適正な処理の原因として、国庫補助金等を取り込もうとする意識。ここは、皆さん、かなりあったと思うんです。そして、福祉部関係などは事務費を充てる割合がかなり少ないので、出てこないかもしれないんですけど、公共のところは金額が大きいから、事務費に充てる部分の金額が大きくなりますよね。だから、少しでも事務費を浮かせるために、とにかく、まず内示が来たらこれを入れて、そして残った部分を事務費に充てようという、こういう考え方で、この5年間、6年間、ずっとやってきたということでしょうか。まずそこを、この決算書の考え方を含めてお聞かせください。

吉澤県土整備総務課長 小越委員の御質問なんですが、部局審査のときに、私ども、不用額がゼロという決算が多いというお話をさせていただきました。

なぜ不用額がゼロになるかという、これは、当然当初予算では見積もりをしていますけど、国のほうの事業費の内示というのは、交付決定をされてから内示が来ます。そして、最終的には2月補正で内示額と合わせて変更の手続をとりまして、そこで増減をしますんで、内示額と執行額がすべて合ってくる。執行のうち、不用というか、使われないものというのは繰り越しの手続をとりまして、毎年2月ごろ繰り越しの手続をとって執行していきます。ですから、工事につきましては、予算から執行を引いたものが翌年度に繰り越されるという形になります。

そして、事務費につきましては、事業の量に応じて事務費率というのが決まっております。総額が上限幾らというふうな形で決まってくる。そして、順に事務費も執行していく中で不用なものも出てきます。その不用になったものは工事費の

ほうに流用するということが、軽微な変更ということで認められております。2月の最終の繰り越しの協議のときに、工事費として流用した上で次年度に繰り越していくというのが、今の現状です。ですから、執行残がゼロという形で決算の上では出てきてしまいます。

小越委員 内示がされるのは、多分ほかの部署と違って公共3部門は概算で夏あたりに出て、12月ごろ来て、最後に来ると思うんですけど、でも、補助金が来ないからといってお金を払わないというわけにはいかないと思います。多分、必要なものは県費で先に払っておくと思うんですよね。払っておかないのですか。あくまで国の補助金に来てから、事務費も全部払うということですか。それでは、国の補助が来るまでの分はどうしているのですか。

吉澤県土整備総務課長 執行の段階においては、予算というものがありますので、予算の範囲で執行しております。そして、補助金というのは、最終的に事業が完了した段階で国のほうへ報告いたします。報告を受けた上で国のほうで国庫支出金が支出される形になりますので、国庫支出金が入る前は県費で立てかえておくという形をとっております。

小越委員 そうしますと、ほかのことはわかりませんが、需用費の問題で、私は常任委員会のときにお伺いしました。普通、いつ来たのかは、納品書と突合せれば、必ずわかるはずではないかと聞きましたら、納品書には日付を入れていないと課長の御答弁がありました。私はびっくりしたんです、そんなことがあるのかと。普通の会社では、納品書は、日付を入れて業者と納入先の両方が持っているはずで、担当者が確かに受け取りましたとサインをします。どこの会社でもそう思うんです。だから、業者だって納品書を控えて持っているはずですね。両方とも日付がないまま、ずっとこのままずるずるやってきたということでしょうか。

樋口管理課長 多くのものには日付が入っていましたが、中にはそういう日付が入っていない納品書も見られたということでございます。

小越委員 先ほどの話によりますと、日付が入ってないものもあったけど、入っていたけど違ってたと、ありましたよね。ということは、この日付というのはだれが責任を持って入れるんですか。実は3月に物が来たけど、悪いけど2月にしておいてくれ、いや、4月にしておいてくれと県が業者に頼んだのですか。

安藤知事政策局次長 日付の入っていない納品書が存在して、それが今回の不適正処理の要因になっているということは事実でございます。それがどういう経緯であるかということは、根拠がございませんので、ここではっきりとは申し上げられませんが、そういうことがあったので不適正処理の発生する原因になったということで、今後は日付入りの納品書を徹底する、日付が入っていない納品書では認めないということで、今後再発を防止していくということでございます。

小越委員 普通の会社では、納品したときに必ず、私が受け取りましたと、日付は多分入っているはずで、県庁は現金で金の支払いをしないと思いますので、県の都合で納品書の日付が入っていなかったり違ったりすると、来年度払うということにしてね、ことし払いますよ、もっと後でいいですよと、操作できるのではないですか。どうでしょう。

安藤知事政策局次長 例えば印刷をするときに、校正などいろいろ手続がありまして、本来は短い期間ではできないというようなものが年度末に発生しますと、それは年度を越えて納品されてくることになります。そういう場合に、日付の入っていない納品書に検収印を押して、年度内に納入があったという形にしていたという実態があり、それが不適正な経理処理の原因になったということです。今後は日付入りの納品書を使うことを徹底したいと思います。

小越委員 そこがやっぱり普通の会社では考えられないと思うんです。普通だれがやっても、それは私が受け取りましたと日付と名前を書いて、控えとこちらの分が双方あるわけですから、それをもって、何日にお金を払ってください、いや、払いましたよというふうに領収書や請求書を組み立てていくと思うんですけど、この日付が後で何とでもなるような、こういう仕組みにしていたということ、それがこの5年間ですよ。私は、この国補だけではなく、県単でも同じことをやっていたのではないかと疑わざるを得ないんですよ、この日付の問題については、どうしてもそこが、納得がいけないんです。これは国の補助金だけを対象にやっているんですけど、ほかにも全部の課でこういうことが、お金が今年度もうなくなってしまうから、来年度しか金がないからということがあるかもしれません。でも、文書に、日付を入れないとか後で入れたというのは、それはある意味、不適正というよりも、不正に近いことではないでしょうか。そこの日付を自分で勝手に変えようと思えば変えられるというのは、ちょっと認識が甘過ぎると思うんです。

それで、このことについては、私、出納局に何回も聞いたんですけど、これは各課でやってくれ、各課の担当者がこのお金の出入りのところはやっていますと。例えば県土整備部なら県土整備総務課がやっているのですか。県土整備の中にも、国土交通関係でいろんな課がありますが、どういう担当の責任ある方が国の補助金の執行管理をしているのでしょうか。

安藤知事政策局次長 物品の検収については、出納局ではなくて、物品を発注した部局が当然やるべきであり、物によっては各主管課の経理で発注する場合もございますし、事業課で支出負担行為を起こす場合もございます。いずれにしても、基本的には支出負担行為を起こしたものが検収するというのが正しい処理でございます。

小越委員 需用費のところでは、差しかえの問題もありました。予算をつくるのは財政課かもしれませんが、予算を受けて、その予算が適切に執行されているかどうかという、予算の執行管理はだれが責任を持ってやっているのでしょうか。出納局ですか、各課の総務、もっと細かい下の課の担当者でしょうか。

安藤知事政策局次長 県のシステムは執行部局と出納部局の相互牽制を図ることによって、適正化を図っていくというのが、地方の財務処理の基本であります。したがってその過程では、提案をしたものは当然法令遵守をしなければいけませんし、決裁の過程でそれぞれの役職にあるものがそれぞれの目で適正に処理されていることを確認していくということです。それは組織全体として正しい処理がされるような仕組みにはなっております。

小越委員 さっきの差しかえのところは、今までどうしてわからなかったのでしょうか。それを買った、そして、それを確認する、お金がどこから出てきたかというのは、各課の担当者のところでチェックして、課長なり総括課長補佐の方々がチェックするという仕組みはないのでしょうか。各出納管理をしている方だけなんですか。差し

かえというのは、こちらのものを別のものにかえるわけですから、そちらの担当者の方も知らないといけないわけですよ。それがどうしてまかり通ってしまったのでしょうか。

安藤知事政策局次長 それは、林務環境事務所のほうで、こういうものが欲しいということがあり、物品を発注するほうもその意向を受けて、そういう発注形態をとったので、こういうことになっていました。発注した人が検収しているのに、結局書類上だけではチェックできなかったということだと思います。

小越委員 やっぱ甘いと思うんです。だって、需用費のファイルでデジタルカメラが買えたんですね。それを担当の人がやっていて、だれも知らなかったということは、森林環境部を含めて、最後のチェックはだれが責任を持つかというところが余りにあいまいではないでしょうか。国の補助金の按分のところでも、考え方の違いはあるかもしれませんが。これでいいでしょうかという上司へのお伺いですが、いや、これはまずいのでと、そういうやりとりはなかったのでしょうか。

安藤知事政策局次長 現場における具体的なやりとりは承知しておりませんが、公務員であれば法令を遵守して、その法令にのっとって処理するのがまず基本だと思います。その上で、仮に間違えた、あるいは何らかの故意があったとしても、それができないような体制にするということが必要であろうと思います。ですから、今回の改善策におきましては、まず、職員倫理の徹底、意識改革を一番に据えまして、次は、仮にそういうことが間違いで起こる、あるいは故意でやろうとしても、それができないようなシステム、チェックシステムをつくるという観点から、まず、納品書については日入れを徹底させる、それから、検収については1人だけではできない、しかも、認め印というようなものではなくて、みずから署名させる、そこに書くことによって自己の責任を自覚させる、そういう観点から改善策を講じているものでございます。

小越委員 私は、先ほどの納品書の日付なしのところ、この国の補助金だけではなく、ほかにもこういうことがあるのではないかと、非常に心配です。ここ5年間の国補のところですけども、決算特別委員会の際に統計調査課にもお伺いしました。ほかにもあったら困るなと思うんです。でも、ある疑念を持たざるを得ないんです。これは国の補助金ですけども、国の委託費、負担金、また、県単事業を含めて、需用費、それから賃金、旅費、そういうところを再度調査するというお考えはあるのでしょうか。

安藤知事政策局次長 今回の自主的な調査は、会計検査院の検査に基づきまして不適正な処理がわかりましたので、ほかの国庫補助事業等についても自主的に検査し、その結果に基づいて、不適正な額についてはそれに係る国庫補助金相当額を、国と協議の上、返還しようというものでございます。県単事業については、今回の国庫補助事業に係る会計検査院の検査でありますとか、自主調査の結果、どういうところに不適正なものがある、そういうことが把握できましたので、国庫補助事業だけの改善措置ではなくて事務処理全般に通ずる改善措置を講ずることによって、県単の事業についても、今後きちんとした処理がなされるものと考えております。

小越委員 ということは、県単の事業、国の補助金以外のところでは、こういう不適正はなかったということなんですね。

安藤知事政策局次長 例えば過年度支払いなどについては、これは、国補だから出るとか県単だから出ないというものではなくて、例えば年度末で十分な受注期間がないにもかかわらず発注したところに原因があります。一方、受注したほうにしてみれば、それは国補事業なのか県単事業なのか、必ずしもわかっているわけではありません。今回の事例は国補事業だけに限定したことであって、県単にはないというふうには考えておりません。

小越委員 そうしますと、この返還金1,622万円に加算金を加えてお支払いするというのは、今年度の決算は出てしまっているのに、この決算書には反映されないということを確認していいのでしょうか。そして、加算金を含めて、それはいつお支払いして、そのお金はどこから出てくるのでしょうか。

安藤知事政策局次長 今回の会計検査院の検査、それから自主調査に基づく不適正支出に係る国庫補助金相当額は、約1,600万円ございます。これについては今度、関係省庁と協議の上、返還の時期、それから金額、加算金の額等を確定した上で国に返還していくということになりますので、今年度以降、時期は各省庁との話し合いの中でのうなるかわかりませんが、時期がわかり次第、予算計上して今年度予算で払っていくということになると思います。

小越委員 感想ですけど、年賀状やあいさつ回り状などを国の補助金で買って出しているのを知って、えっという気がしました。1つそれは感想ですけども、それまで国の補助金で出すのかなと思いました。

そして、この問題は前から言われていたものを、ようやくこの9月になってやったところに、私も疑問があるんです。もっと前から言われていたわけですから、今になってやっと、決算委員会の最中によりやく報告書が出るということで、もっと早くできたと思うんです。そして、国の補助金だけではなく、ほかの県単のものもこれから見ていただきたいと思っています。この不要額ゼロがどういうことなのか、決算書のところだけを見てもなかなかわからないです。

そして、先ほど山下委員も言いましたけれども、国の事務費の負担金の割合がどうなっているのか、決算書には何も記述がありません。ここをどうするのか。それも含めて、しっかりと議会にも県民にも明らかにしてもらいたいと思います。そして、それを統括するのが多分出納局だと思います。各課の担当者任せで、担当者はいいふうに解釈して、県費を少しでも少なくしようと思って、そうしたと思うんですけど、予備費を使ったらどうかとか、緊急のものであれば違うところも考えられなかったかということも含めて、それは県全体の仕組みを変えていかないと。

県のことを思ってやったといえそうかもしれませんが、納品書のところの日付はなしで、後で入れてくれとか後で入れた、文書に手を入れたということになりますと、改ざんということになりますから、これは不正になってしまうんです。やはりそこは、税金を扱っている以上、本当に1円でも、ことしも治水課が1円を国庫補助支出金で返しますけれども、1円でもやっぱり返すものは返す。1円でも使えるものは使える、税金ですから、ぜひその認識をしっかりとってもらいたいと思います。

以上です。

その他 ・ 本日の審査は、国庫補助金等の不適正支出に限定して行うこととした。

以 上

決算特別委員長 望月 清賢